

○ 匠瑳市ほか二町環境衛生組合特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和45年11月2日

条例第4号

改正 昭和49年3月20日条例第2号 平成18年1月23日条例第1号  
平成21年2月19日条例第1号 平成28年3月4日条例第1号  
令和2年2月7日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、匠瑳市ほか二町環境衛生組合特別職の職員で非常勤のもの（以下「非常勤特別職」という。）の報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 非常勤特別職に支給する報酬の額は、次のとおりとする。

監査委員 年額1万円

行政不服審査会委員 日額6千円

(費用弁償)

第3条 非常勤特別職が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、匠瑳市特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年匠瑳市条例第39号）の例によるものとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第4条 非常勤特別職の報酬及び費用弁償の支給方法については、匠瑳市職員の給与に関する条例（平成18年匠瑳市条例第45号）の適用を受ける職員の例による。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年10月1日から適用する。

附 則（昭和49年3月20日条例第2号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（平成18年1月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年2月19日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月4日条例第1号抄）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月7日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。